



小諸市ごみ減量キャラクター 減ちゃん

小諸市のごみ処理状況

令和7年度実績

＜令和8年6月発行＞

小 諸 市

目 次

I	ごみ処理の歩み	1	ページ
II	ごみ処理の流れ	3	ページ
III	ごみ処理施設	5	ページ
IV	ごみ処理量の推移	7	ページ
V	令和7年度ごみ処理量【総括表】	12	ページ

I ごみ処理の歩み

年度	小諸市のごみ処理の変遷	ごみ処理等に係る社会動向※
昭和 38 年	○浅麓（せんろく）し尿塵芥処理組合（小諸市、軽井沢町、御代田町、浅科村）のごみ処理施設稼働 固定バッチ燃焼方式、処理能力：7 t／8 時間	
昭和 42 年	○小諸市が浅麓保健衛生施設組合（改称）ごみ処理施設を増設 処理能力：10 t／8 時間	
昭和 45 年		○公害国会 「公害対策基本法の一部を改正する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、他公害関係法案成立
昭和 48 年	○池の前埋立処分場供用（S48 年～S52 年）	
昭和 52 年	○芝宮第 1 期（市）埋立処分場供用（8 月～S55 年 3 月）	
昭和 53 年	○浅麓保健衛生施設組合（旧称：浅麓し尿塵芥処理組合）のごみ処理施設稼働休止 ○高速堆肥製造工場の供用開始（生ごみを堆肥化）	
昭和 54 年	○生ごみの分別収集開始（指定袋は紙製を採用）	
昭和 55 年	○芝宮第 2 期（耳取）埋立処分場供用（4 月～S56 年 6 月）	
昭和 56 年	○和田埋立処分場供用（7 月～S59 年 3 月）	
昭和 59 年	○鷹之巣（山浦）埋立処分場供用（S59 年 3 月～S62 年 9 月）	
昭和 60 年	○野火附第 1 期（御影）埋立処分場の供用開始（4 月）	
昭和 61 年	○耳取大池埋立処分場供用（12 月～S62 年 3 月）	
昭和 63 年	○可燃ごみ、埋立ごみ、生ごみの 3 分別開始 ○焼却施設（浅麓クリーンセンター：浅麓環境施設組合）と野火附第 2 期埋立処分場供用開始	
平成 4 年		○廃棄物処理法改正。国民、排出事業者、国及び地方公共団体の責務が規定または強化される。
平成 8 年	○市指定袋による燃やすごみ、埋立ごみの収集開始 ・指定袋はポリエチレン製を採用	
平成 9 年	○缶、びん、紙パックの分別収集開始 ・缶、びんは専用コンテナを使用	○容器包装リサイクル法施行。びん、ペットボトルを対象に事業者によるリサイクルが義務付け。（プラスチック製容器包装は平成 12 年度）
平成 12 年	○ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボールの分別収集（委託）開始 ・ペットボトルは専用ネットを使用 ・古紙類は種類ごとに束ねて排出	○循環型社会形成推進基本法施行。排出者責任が明確化され、生産者が自ら生産する製品等に一定の責任を負うことが原則となる。 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行。焼却施設の排ガス等の規制が強化される。（平成 14 年全焼却施設に適用）
平成 13 年		○家電リサイクル法施行。事業者がリサイクルが国民にリサイクル料金支払が、それぞれ義務付けられる。 ○食品リサイクル法施行。 ○廃棄物処理法の改正。野外焼却原則禁止。
平成 14 年	○プラスチック製容器包装、古着の分別収集開始 ・古着は畳んで束ねて排出 ○焼却施設（浅麓クリーンセンター：浅麓環境施設組合）閉鎖 ○事業系燃やすごみの指定袋導入	
平成 15 年	○剪定枝のチップ化開始	
平成 16 年	○燃やすごみ・埋立ごみの収集の一部委託開始 ○野火附廃棄物埋立処分場（第 3 期）の供用開始	
平成 17 年	○古布の分別収集開始	○国の廃棄物処理に係る基本方針にごみ処理手数料有料化の導入促進が盛り込まれる。
平成 18 年	○紙袋による雑がみの収集追加 ○ごみ処理有料化実施 ・「燃やすごみ（45L25 円 30L15 円）、埋立ごみ（45L25 円 30L15 円）、生ごみ（大 15 円、中 10 円、小 5 円）」 ・旧指定袋は証紙シールを貼付して継続使用可 ○污泥再生処理センター（浅麓環境施設組合）で生ごみの肥料化開始 ○高速堆肥製造工場閉鎖 ○ペットボトルの収集回数増（5 月～10 月は月 2 回）	
平成 19 年	○雑誌・雑がみの収集日新設 ○埋立ごみの収集回数減（2 週毎から 4 週毎に変更）	
平成 20 年	○廃食用油の回収開始（H21～26 年度 BDF 化、以降、塗料等の原料に売却）	○米国大手投資銀行の破たんを発端とする世界的経済不況（リーマンショック）。
平成 22 年	○紙パックの収集日変更（燃やすごみから古紙類に変更）	

年度	小諸市のごみ処理の変遷	ごみ処理等に係る社会動向※
平成 23 年		○東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故
平成 24 年	○新ごみ焼却施設建設及び運営事業の入札実施	
平成 25 年	○新ごみ焼却施設建設及び運営事業の事業者決定	○小型家電リサイクル法施行（リサイクル事業者規制が緩和）
平成 26 年	○新ごみ焼却施設建設着手	
平成 27 年	○剪定枝資源化作業所閉鎖 ○野火附廃棄物埋立処理場の市民受け入れ終了 ○事業系ごみ料金改定 ○クリーンヒルこもろ(焼却施設)の供用開始（15 年 3 月契約）	
平成 28 年	○硬質プラスチック(埋)、古布類(古着)を燃やすごみに変更	
平成 30 年	○直営による家庭系ごみの収集運搬業務終了	
令和元年	○家庭系ごみの収集運搬業務を全面委託	○「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定○軽井沢で「持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会議」開催（大阪でG20 サミット開催）○「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布、施行 ○「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定○令和元年東日本台風（台風第 19 号）災害○新型コロナウイルス（C O V I D - 1 9）パンデミック
令和 2 年	○「小諸市災害廃棄物処理計画」策定	○新型コロナウイルス感染拡大が全国的に通年継続 ○衆院「気候非常事態宣言」採択 脱炭素実現へ決意
令和 3 年		○G20 首脳会議で温室ガス削減の目標年次、示されず。 ○COP26 で石炭火力削減を採択
令和 4 年	○パソコン、小型家電リサイクルのリネットジャパンと協定を締結 ○夏季(7-10 月)祝日の燃やすごみと生ごみの収集開始	○プラスチック資源循環促進法施行
令和 5 年		○小諸市が環境省の「脱炭素先行地域」に選定される。 ○令和 6 年能登半島地震
令和 6 年	○「第 2 次小諸市ごみ処理基本計画（食品ロス削減推進計画を包含）」策定 ○し尿・浄化槽汚泥汲取料金改定 ○ネット型リユース事業「おいくら？」と協定を締結	○世界の年平均気温が、観測史上最高を記録

※法律等の名称は略称で、法の内容等は代表的な一部を紹介しています

Ⅱ ごみ処理の流れ

区分		主な分別方法	収集方法	中間処理※ ¹	最終形態 (リサイクル・処分)
家庭系	燃やすごみ	長尺物は 50 cm 以下に切断	指定袋（赤）で週 1 回収集	クリーンヒルこもろで焼却	民間事業者でリサイクルまたは埋立
	粗大ごみ	可燃性と不燃性に分別	クリーンヒルこもろへ直接搬入	解体、破砕後に焼却	
	埋立ごみ	家電および P C リサイクル法による製品は自己処理	指定袋（青）で月 1 回収集	クリーンヒルこもろで手選別後、破砕。鉄とアルミを磁選回収。	破砕処理の残さは焼却し、回収した金属は売却
	生ごみ	水切りを十分行う	指定袋（紙袋）で週 2 回収集	浅麓汚泥再生処理センター（浅麓環境施設組合）で肥料化	肥料は無料配布、残渣はクリーンヒルこもろで焼却
	ガラスびん	無色、茶色、その他の色に分別	専用コンテナで月 2 回収集	クリーンヒルこもろで保管	日本容器包装リサイクル協会指定の資源再生業者等の工場でのリサイクル
	缶	材質別の分別不要	専用コンテナで月 2 回収集	—	資源回収業者へ売却
	ペットボトル	キャップとラベルはプラスチック製容器包装に分別	専用ネットで月 1 ～ 2 回収集	クリーンヒルこもろで選別、圧縮、梱包、保管	日本容器包装リサイクル協会指定の資源再生業者の工場でのリサイクル
	プラスチック製容器包装	汚れを落として乾燥	指定袋（緑）で週 1 回収集		
	古紙類	新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみ、紙パックに分別	種類ごとに束ねたものを月 2 回程度収集	—	資源回収業者へ売却
	古着	50 cm 四方に畳む	畳んで束ねたものを月 1 回収集	—	資源回収業者へ売却
	剪定枝	太さ 5 ～ 15 cm 長さ 180 cm 以下 張幅 50 cm 以下	クリーンヒルこもろへ直接搬入	クリーンヒルこもろでチップ化	チップを無料配布
	蛍光灯 乾電池 水銀使用体温計 ライター	充電式電池とボタン型電池は店頭回収、コイン型電池、白熱電球、LED 電球は埋立ごみ	年 2 回収集	—	民間事業者でリサイクル
	廃食用油	植物性油のみ（動物性油は燃やすごみ）	指定の公共施設で拠点回収	クリーンヒルこもろで一時保管	民間事業者でリサイクル
事業系	燃やすごみ	紙くず	自己搬入もしくは収集業者へ委託	家庭系と同じ	家庭系と同じ
	生ごみ	家庭系と同じ			

※1 中間処理：市が行なう中間処理（リサイクル・処分するために行う処理）に限る

1 収集場所

ごみ・資源物の集積所は、市が認めたものについて、区（各区衛生自治会）が設置し、維持管理を行なっています。

※事業系一般廃棄物については、「燃やすごみ、埋立ごみ、生ごみ、プラスチック製容器包装」の年間総排出袋数が 480 袋以下の小規模事業所に限り、許可証（50 円／枚）を貼り、集積所に出すことができます。また、資源物（缶、びん、ペットボトル、古紙類）についても、年間の総排出量に応じた処理手数料を支払い、集積所に出すことができます。

2 収集日

市内を 4 地区に分け、収集計画（ごみ・資源収集カレンダー）により収集しています。

3 収集体制

区分	品目	体制等
委託	・燃やすごみの一部 ・埋立ごみ ・生ごみ ・プラスチック製容器包装 ・ペットボトル ・古紙類 ・古着類 ・缶、びん	受託者：浅麓工業企業組合

4 収集運搬方法

品目	収集運搬方法
・燃やすごみ ・埋立ごみ ・生ごみ ・プラスチック製容器包装 ・ペットボトル ・古紙類 ・古着類 ・缶	塵芥車（パッカー車）で収集運搬
・びん	色別に収集可能な専用リサイクル収集車で収集運搬

Ⅲ ごみ処理施設

現在、市内では市が設置したごみ処理施設が２施設、市が構成員である浅麓環境施設組合のごみ処理施設が１施設稼働しています。

平成 28 年 1 月 4 日に供用開始した市所有の「クリーンヒルこもろ」では、焼却施設とリサイクル施設の機能を兼ね備えています。

1 小諸市野火附廃棄物埋立処理場（第 3 期）

所 在 地	小諸市大字御影新田 478 - 3
供 用 開 始	平成 15 年度
種 類	最終処分
規 模 等	・埋立面積 5,400 m² ・埋立容量 29,039 m³ ・残余容量 12,498.7 m³（令和 6 年 3 月 31 日現在） ・処理方法 管理型、セル工法による準好気性埋立方式
備 考	

2 浅麓汚泥再生処理センター

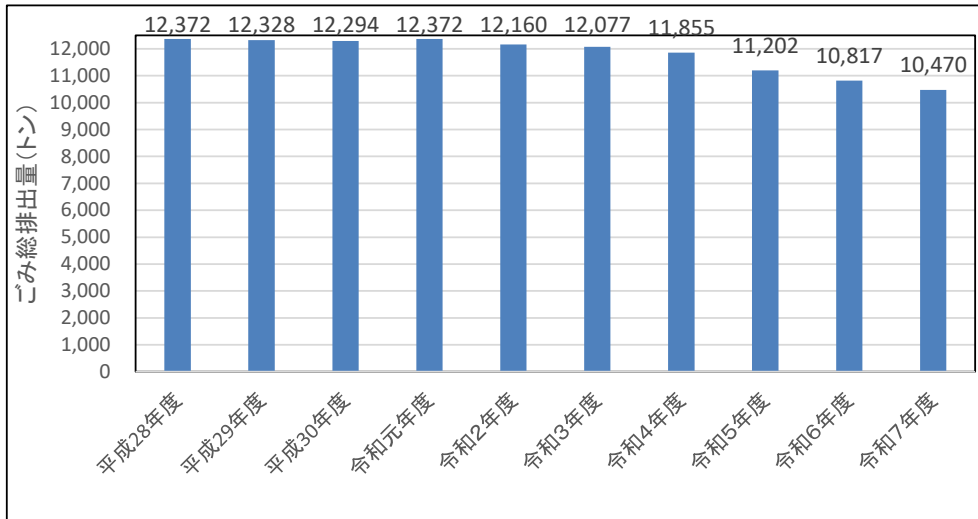
所 在 地	小諸市甲 1845								
供 用 開 始	平成 18 年度								
構 成	佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町 ・生ごみの肥料化処理は小諸市、軽井沢町、御代田町の 3 市町 ・家庭系と事業系ともに処理対象としているのは、小諸市と御代田町								
種 類	資源ごみ処理施設								
規 模 等	・処理方法 高負荷脱窒素処理＋資源化処理 （バイオガス発電・肥料） ・処理能力 <table> <tr> <td>し尿</td> <td>74 kL/日</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>49 kL/日</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>33 t/日</td> </tr> <tr> <td>生ごみ</td> <td>19 t/日</td> </tr> </table>	し尿	74 kL/日	浄化槽汚泥	49 kL/日	下水道汚泥	33 t/日	生ごみ	19 t/日
し尿	74 kL/日								
浄化槽汚泥	49 kL/日								
下水道汚泥	33 t/日								
生ごみ	19 t/日								
搬 入 時 間	・平 日 午前 9 時～午後 4 時 30 分 ・土曜日 午前 9 時～午前 11 時 30 分 ※市民の直接搬入の受入は不可								
備 考	汚泥発酵肥料（浅麓エココンポ）を無料配布								

3 クリーンヒルこもろ

所 在 地	小諸市大字菱平 367 - 1
供 用 開 始	平成 27 年度（平成 28 年 1 月 4 日供用開始）
構 成	小諸市 ※残さ処理を浅麓環境施設組合から受託 ※剪定枝チップ化を御代田町から受託
種 類	・ 熱回収施設（ごみ焼却） ・ リサイクル推進施設（資源ごみストックヤード、不燃ごみ中間処理、資源ごみ処理）
規 模 等	【熱回収施設】 ・ 処理能力 24 t / 日 16 時間（ストーカ式） ・ 処理対象 燃やすごみ 粗大ごみ 肥料化残渣 リサイクル施設からの可燃性残渣 リサイクルできない古着 【リサイクル推進施設】 ・ 処理能力 中間処理 5.0 t / 日 5 時間、保管 7.2 t / 日 ・ 処理対象 埋立ごみ ガラスびん ペットボトル、 プラスチック製容器包装 剪定枝 ※ほかに直接搬入された資源ごみも一時保管（生ごみを除く）
搬 入 時 間	・ 平 日 午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 4 時 ・ 日曜日 （月 1 回受入）午前 9 時～午前 11 時 30 分
事 業 方 式	・ D B O 方式（設計、施工、運営の一括発注方式） ・ 運営委託期間 平成 28 年 1 月～令和 13 年 3 月まで（15 年 3 か月）
備 考	余熱は熱回収施設内で利用するほか、一般開放する職員用浴室でも利用

Ⅳ ごみ処理量の推移（民間処理施設分を含む）

1 ごみの総排出量の推移

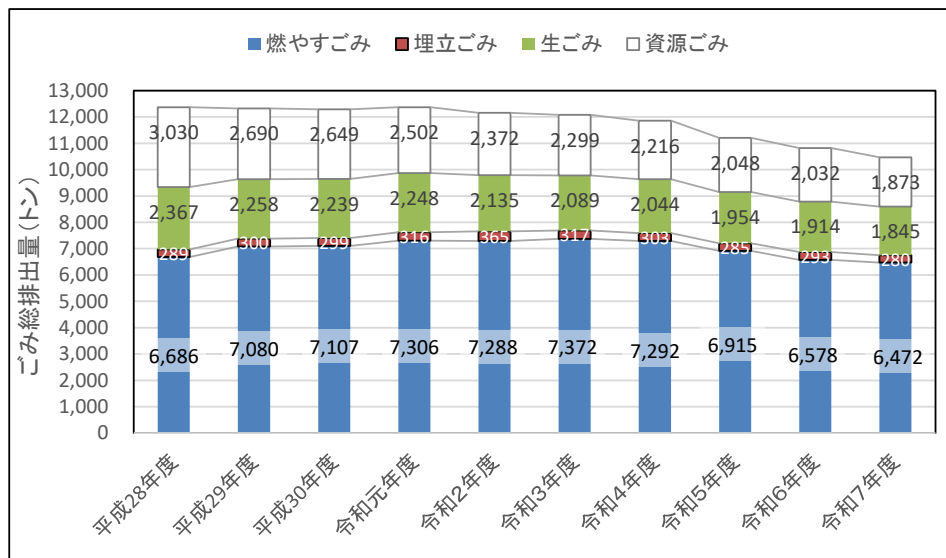


令和7年度実績

対前年比

96.8%

2 分別区分ごとの推移

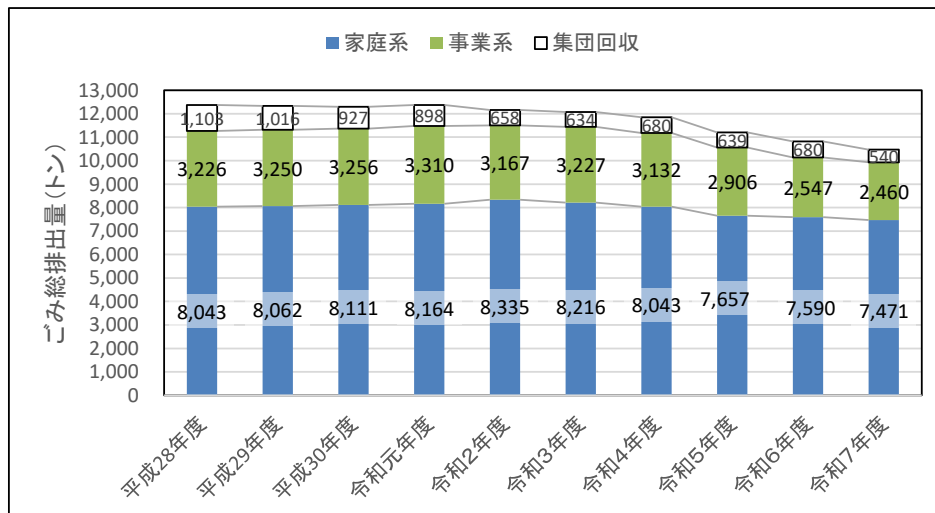


令和7年度実績

対前年比

燃やすごみ	98.4%
埋立ごみ	95.6%
生ごみ	96.4%
資源ごみ	92.2%
合 計	96.8%

3 家庭系ごみと事業系ごみの推移



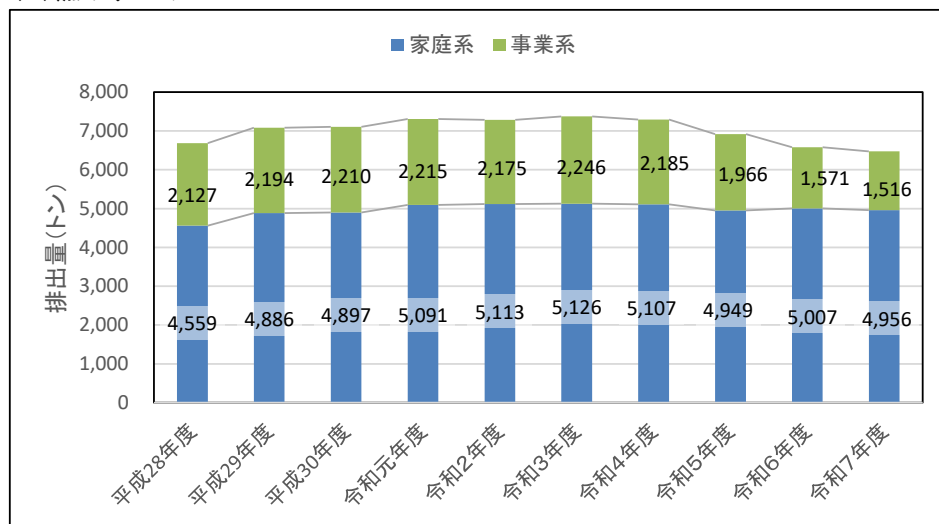
令和7年度実績

対前年比

家 庭 系	98.4%
事 業 系	96.6%
集団回収	79.3%
合 計	96.8%

4 分別区分ごとの推移

(1) 燃やすごみ

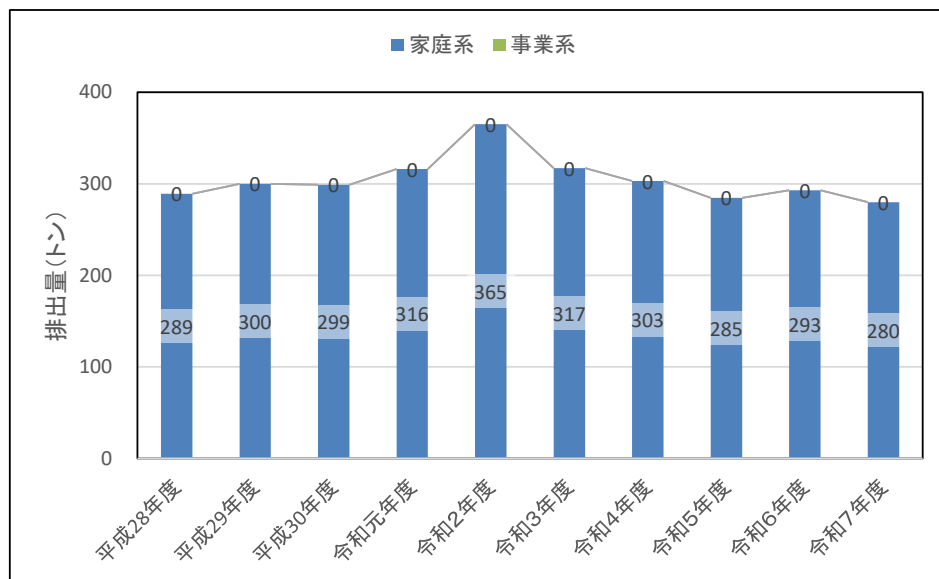


令和7年度実績

対前年比

家 庭 系	99.0%
事 業 系	96.5%
合 計	98.4%

(2) 埋立ごみ

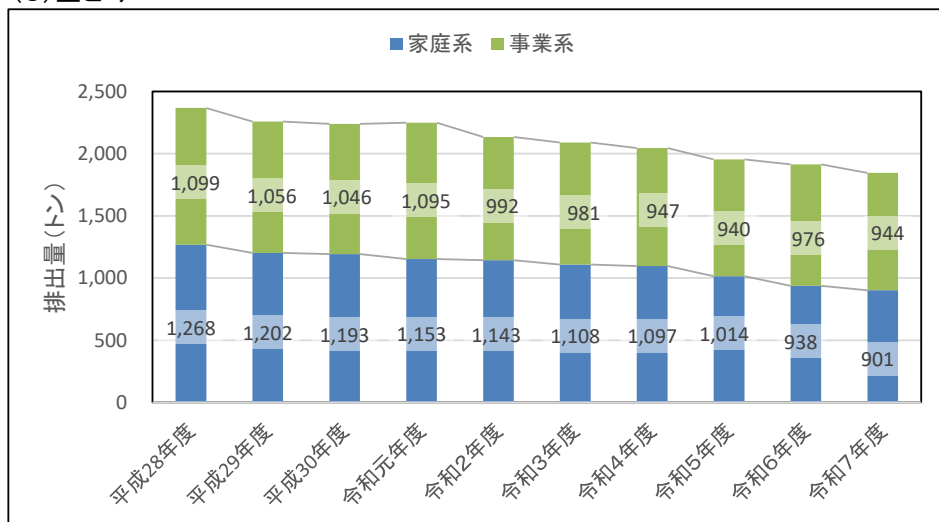


令和7年度実績

対前年比

家 庭 系	95.6%
事 業 系	—
合 計	95.6%

(3) 生ごみ

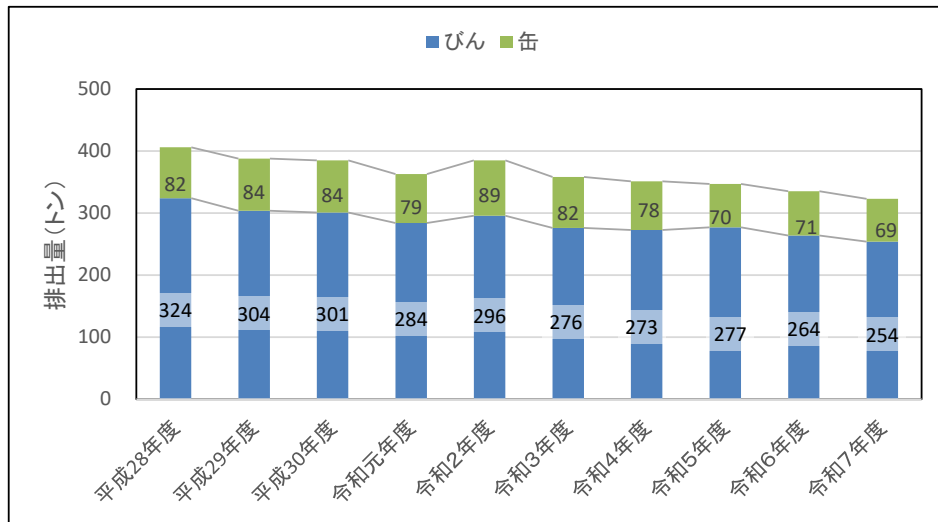


令和7年度実績

対前年比

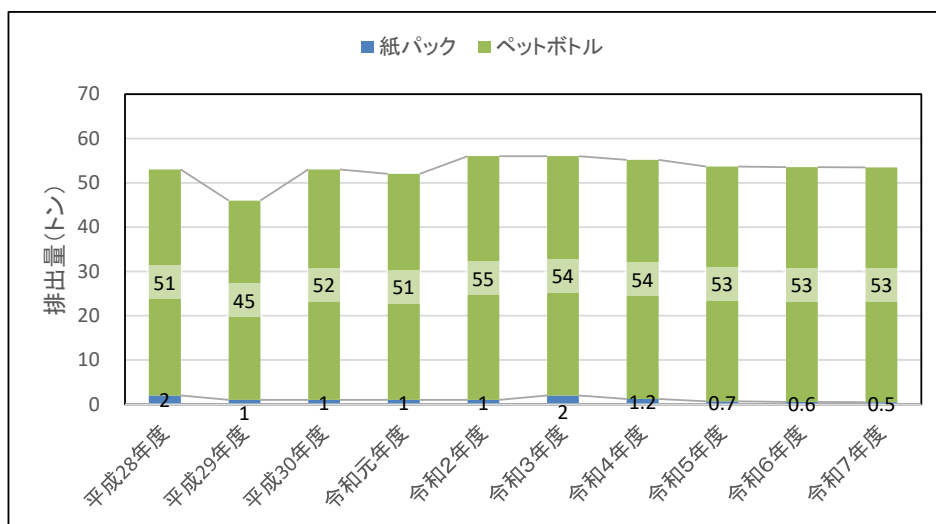
家 庭 系	96.1%
事 業 系	96.7%
合 計	96.4%

(4) 缶・びん



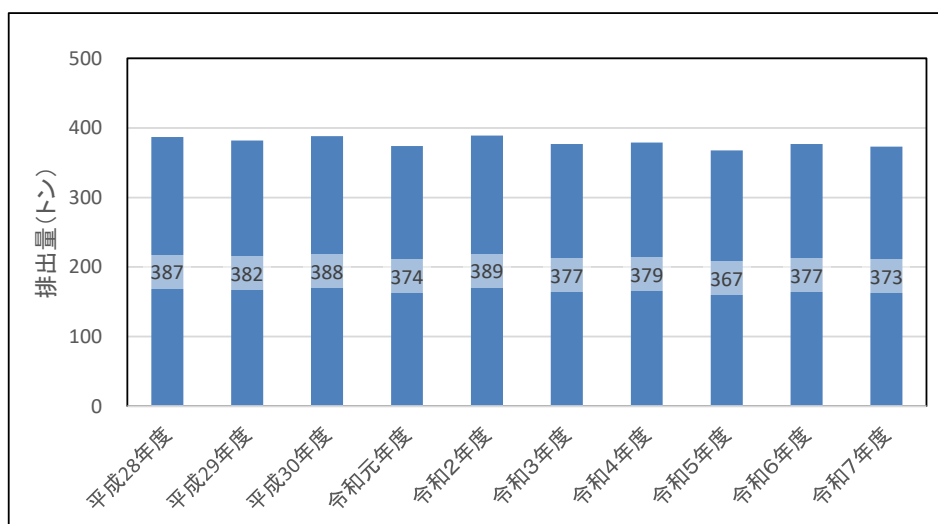
令和7年度実績		
対前年比		
びん	96.2%	
缶	97.2%	
合計	96.4%	

(5) 紙パック・ペットボトル



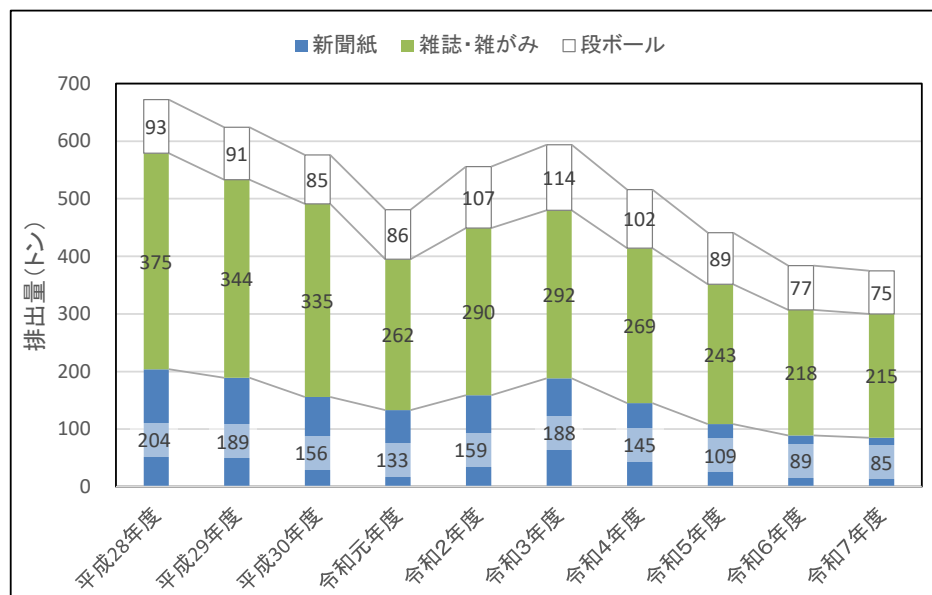
令和7年度実績		
対前年比		
紙パック	87.3%	
ペットボトル	100.0%	
合計	99.9%	

(6) プラスチック製容器包装



令和7年度実績		
対前年比		
	98.9%	

(7) 古紙類

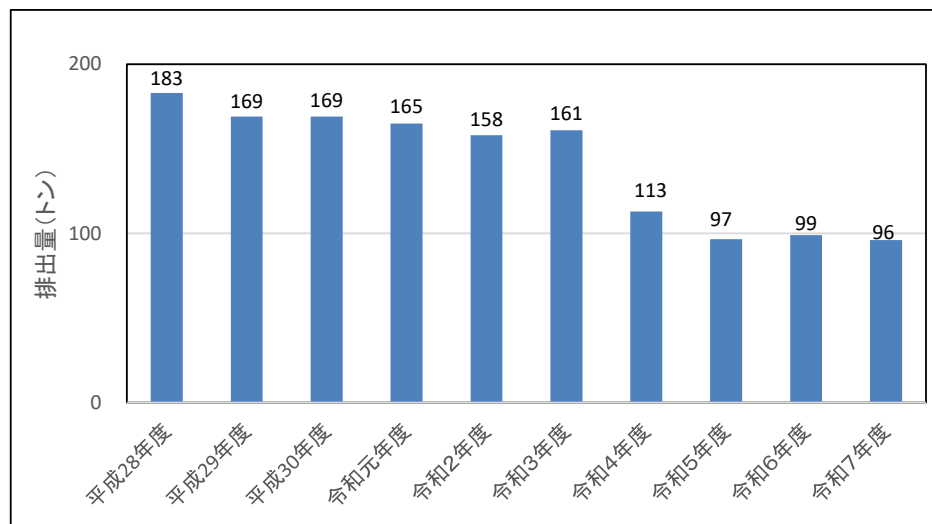


令和7年度実績

対前年比

新聞紙	95.5%
雑誌・雑がみ	98.6%
段ボール	97.4%
合計	97.7%

(8) 古着



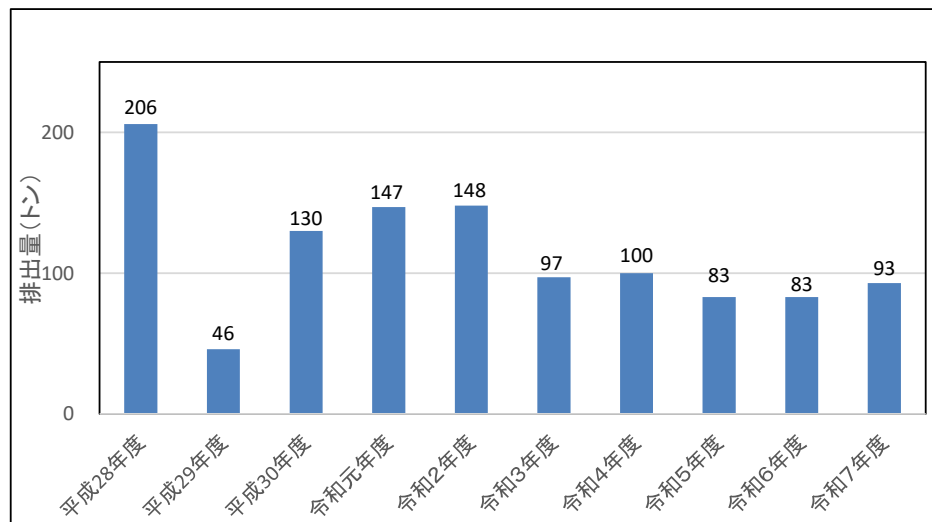
令和7年度実績

対前年比

97.0%

※R4～ 滞古着⇒廃棄(燃)

(9) 剪定枝

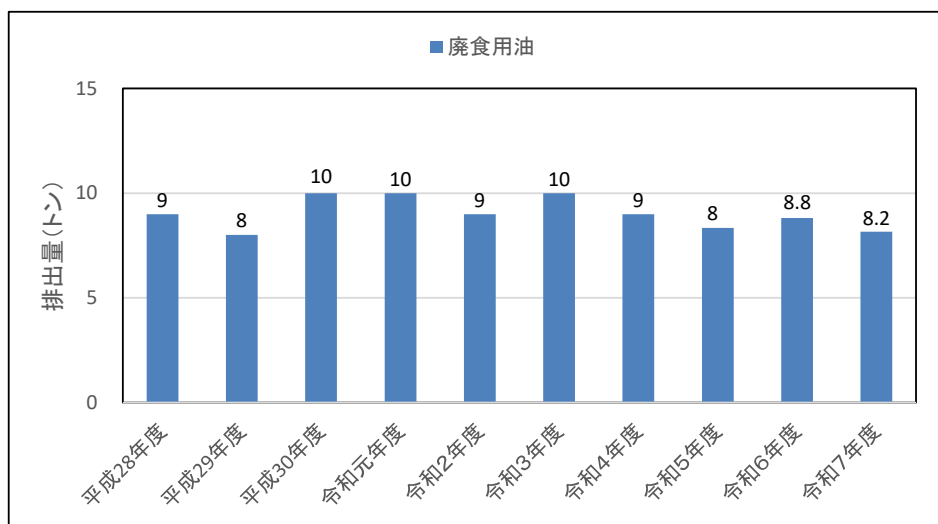


令和7年度実績

対前年比

112.0%

(10) 廃食用油

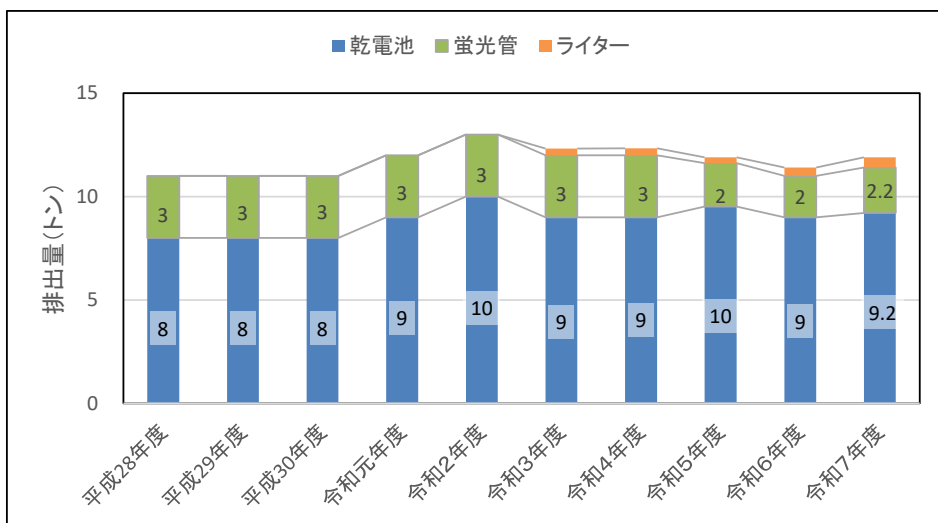


令和7年度実績

対前年比

92.6%

(11) 乾電池・蛍光管・ライター



令和7年度実績

対前年比

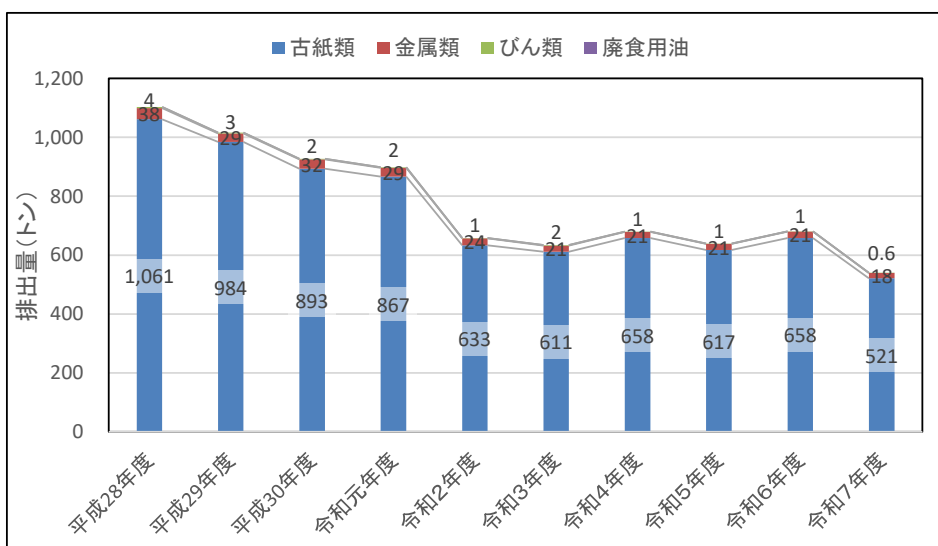
乾電池 102.2%

蛍光管 110.0%

ライター 125.0%

合計 104.4%

5 集団回収の推移



令和7年度実績

対前年比

古紙類 79.1%

金属類 85.7%

びん類 60.0%

廃食用油 —

合計 79.3%

V 令和7年度ごみ処理量 【総括表】（民間処理施設分を含む）

1 分別区分ごとの推移

（単位：t）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
燃やすごみ	6,686	7,080	7,107	7,306	7,288	7,372	7,292	6,915	6,578	6,472	98.4%
埋立ごみ	289	300	299	316	365	317	303	285	293	280	95.6%
生ごみ	2,367	2,258	2,239	2,248	2,135	2,089	2,044	1,954	1,914	1,845	96.4%
資源ごみ	3,030	2,690	2,649	2,502	2,372	2,299	2,216	2,048	2,032	1,873	92.2%
合計	12,372	12,328	12,294	12,372	12,160	12,077	11,855	11,202	10,817	10,470	96.8%

2 家庭系ごみと事業系ごみの推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
家庭系	8,043	8,062	8,111	8,164	8,335	8,216	8,043	7,657	7,590	7,471	98.4%
事業系	3,226	3,250	3,256	3,310	3,167	3,227	3,132	2,906	2,547	2,460	96.6%
集団回収	1,103	1,016	927	898	658	634	680	639	680	540	79.3%
合計	12,372	12,328	12,294	12,372	12,160	12,077	11,855	11,202	10,817	10,470	96.8%

3 分別区分ごとの推移の内訳

(1) 燃やすごみ

（単位：t）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
家庭系	4,559	4,886	4,897	5,091	5,113	5,126	5,107	4,949	5,007	4,956	99.0%
事業系	2,127	2,194	2,210	2,215	2,175	2,246	2,185	1,966	1,571	1,516	96.5%
合計	6,686	7,080	7,107	7,306	7,288	7,372	7,292	6,915	6,578	6,472	98.4%

(2) 埋立ごみ

（単位：t）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
家庭系	289	300	299	316	365	317	303	285	293	280	95.6%
事業系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
合計	289	300	299	316	365	317	303	285	293	280	95.6%

(3) 生ごみ

（単位：t）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
家庭系	1,268	1,202	1,193	1,153	1,143	1,108	1,097	1,014	938	901	96.1%
事業系	1,099	1,056	1,046	1,095	992	981	947	940	976	944	96.7%
合計	2,367	2,258	2,239	2,248	2,135	2,089	2,044	1,954	1,914	1,845	96.4%

(4) 資源物

(単位：t)

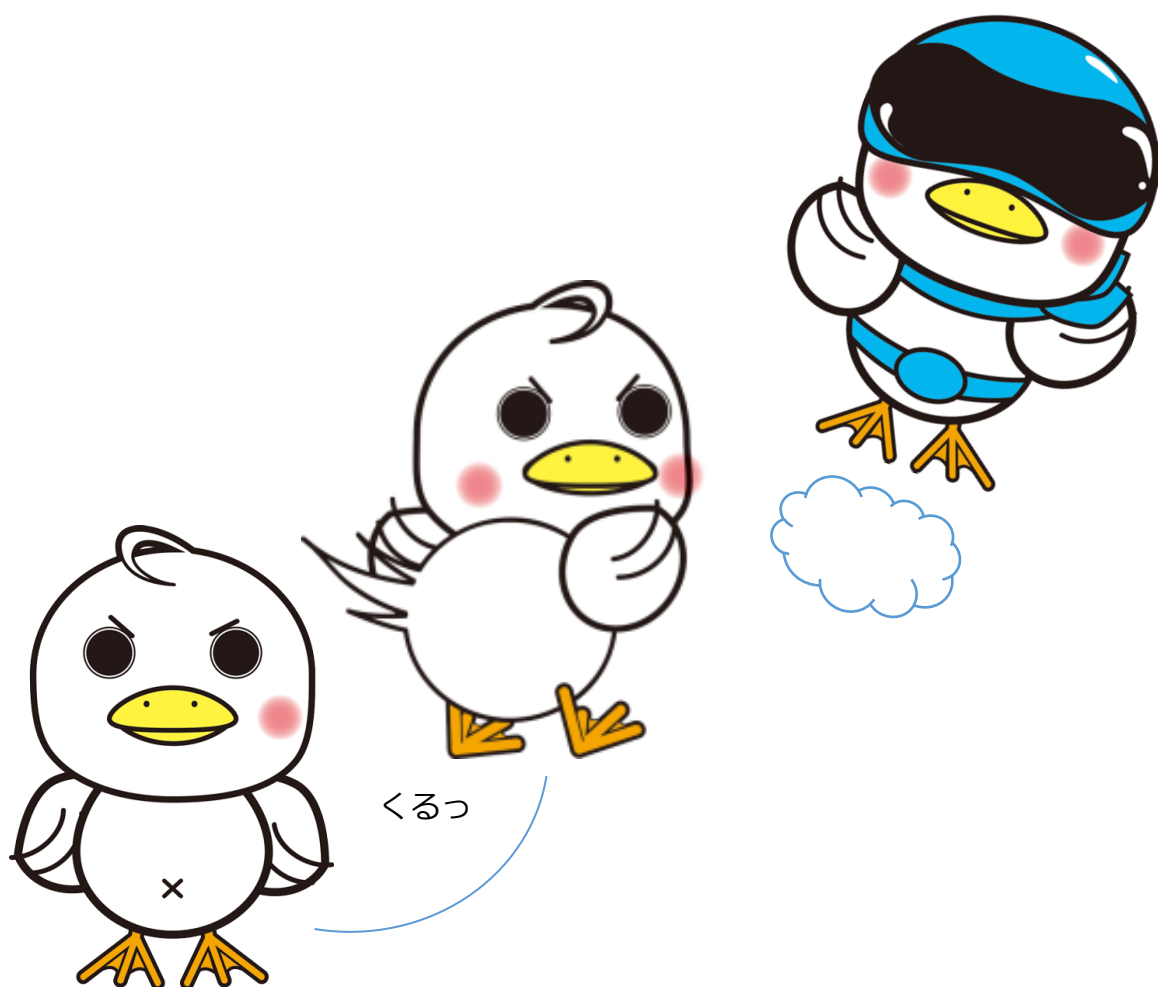
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
びん	324	304	301	284	296	276	273	277	264	254	96.2%
缶	82	84	84	79	89	82	78	70	71	69	97.2%
紙パック	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	1.2	0.7	0.6	0.5	87.3%
ペットボトル	51	45	52	51	55	54	54	53	53	53	100.0%
プラスチック 製容器包装	387	382	388	374	389	377	379	367	377	373	98.9%
新聞紙	204	189	156	133	159	188	145	109	89	85	95.5%
雑誌・雑がみ	375	344	335	262	290	292	269	243	218	215	98.6%
段ボール	93	91	85	86	107	114	102	89	77	75	97.4%
古着	183	169	169	165	158	161	113	97	99	96	97.0%
剪定枝	206	46	130	147	148	97	100	83	83	93	112.0%
廃食用油	9	8	10	10	9	10	9	8	8.8	8.2	92.6%
乾電池	8	8	8	9	10	9	9	10	9.0	9.2	102.2%
蛍光管	3	3	3	3	3	3	3.0	2.1	2.0	2.2	110.0%
ライター	—	—	—	—	—	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	125.0%
合計	1,927	1,674	1,722	1,604	1,714	1,665	1,536	1,409	1,352	1,334	98.7%

※R4～ 濡古着⇒廃棄(燃)

(5) 集団回収

(単位：t)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度比較
古紙類	1,061	984	893	867	633	611	658	617	658	521	79.1%
金属類	38	29	32	29	24	21	21	21	21	18	85.7%
びん類	4.0	3.0	2.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.0	1.0	0.6	60.0%
廃食用油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
合計	1,103	1,016	927	898	658	634	680	639	680	540	79.3%



小諸市ごみ減量キャラクター 減ちゃん（エコレンジャー ゲン）

減ちゃんは、環境のよい小諸市を守るため誕生しました。
パトロールでは変身もします。

【問 い 合 わ せ 先】

小諸市 市民生活部 生活環境課 ごみ減量推進係

■ 電話 0267(22)1700（内線 2271・2273） ■ FAX 0267(23)8857

■ 電子メール genryo@city.komoro.nagano.jp